

# 講演会のお知らせ

## 私たちは、NHKにどう向き合うか ～受信料義務化の阻止に向けて～

- ◎ 政府の広報機関化しているNHK、今や“アベチャンネル”
- ◎ 強まるNHKへの圧力、問われるNHK自らの矜持  
BPOの意見公表、経営委員会の役割
- ◎ NHK制度改革への視聴者からの提言  
会長・経営委員の公選制 / 経営委員会と番組審議会の公開・活性化
- ◎ 受信料問題  
NHK受信料裁判、受信料義務化の阻止

講 師 だ い ぞ さ と し  
**醍醐 聰 氏**

東大名誉教授 ・ 「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」 共同代表

### ●最近のご活躍

NHK 梶井会長の罷免を求める運動

BPOへの「辺野古の米軍基地に関するNHKの報道の不公平と不作為を正すための審議を求める」運動

シンポジウム「戦後70年：基地問題とジャーナリズム」開催

「怒りのNHK包囲1,000人行動」

「安保関連法案の採択不存在の確認と法案審議の続行を求める」運動

2016年 **3月5日** (土)

午後1時30分～4時

奈良県文化会館集会室A・B

近鉄奈良駅①番出口より東へ徒歩5分奈良県庁西隣

\*参加費 1,000円

\*主催：NHK問題を考える奈良の会 代表 佐藤真理 (弁護士・奈良合同法律事務所)

\*連絡先

NHK問題を考える奈良の会世話人

奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台17番2号 Tel.0745-55-6176(齋藤 紀彦)



## NHK 受信料裁判への支援のお願い

(1) 昨年10月、奈良の会の一会員に、奈良簡易裁判所より、NHK受信料を支払うよう督促がきました。当会員は、NHKの報道内容が余りにも酷いもので、やむなく受信料の支払を凍結しています。

NHKの報道番組は、放送法で定められている「政治的に公平であること」「報道は事実を曲げないこと」、「意見が対立問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」から著しく逸脱しています。

特に、籾井会長就任（2014年1月）以降、政府の広報機関化が進み、最近では、“アベチャンネル”と言われています。

(2) 本裁判は、受信料支払問題を通して、放送法の規定に基づいた番組提供をNHKに迫ろうとするものです。報道の自由を守り、平和を守ることにつながります。そこで、6人の弁護士による強力な弁護団が結成され裁判に臨みます。皆さま方には、カンパ、裁判傍聴のご支援を心からお願い申し上げます。

### ①カンパ 郵貯銀行への振込み

イ. 振込者が郵貯口座を持っている場合（口座間振込につき振込料金不要）

記号入力 009905

番号入力 331216

ロ. 振込者が郵貯口座を持っていない場合（振込料金ご負担）

口座記号番号 00990-5-331216

口座名称（漢字）NHK問題を考える奈良の会

②裁判傍聴 奈良地方裁判所での第1回口頭弁論期日が3月4日（金）10時に決まりました。多くの方々の傍聴をお願いします。

（案件の社会的影響、重要性に鑑み奈良地方裁判所での審理を要請し、認められました。奈良地方裁判所は、近鉄奈良駅1番出口を東へ約200mにあります。）

### \* NHKの受信料について

(1) 国の法律（放送法）でテレビを設置すれば、NHKと「受信契約」を結ぶことが義務づけられていますが、受信料は、放送法ではなく、NHKの規則（放送受信規約）で支払が定められています。

(2) 受信料の支払は、無条件の義務ではありません。視聴者とNHKが交わす「受信契約」という双務契約の上での支払義務です。NHKが公共放送としてしての責務が履行（特に、政府からの自立）されないならば、視聴者には、受信料支払を一時停止、保留する権利があります。

以上